

P T A 規 約

【 令和3年5月 改正版 】

練馬区立開進第四中学校 P T A

練馬区立開進第四中学校 P T A 規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 (名称・本部) この会は練馬区立開進第四中学校 P T A といひ、本部を開進第四中学校（東京都練馬区羽沢 3 - 2 4 - 1）内に置く。
- 第 2 条 (目的) この会の保護者と教職員と地域社会とが、互いの教養を高め、家庭・学校・地域社会における教育の向上をはかり、協力して生徒の健全な成長発達を助けることを目的とする。
- 第 3 条 (方針) この会は、前条の目的を達するために、次の方針に従って活動する。
- (1) この会は教育を本旨とする非営利的な地域社会教育団体として民主的に運営される。
 - (2) この会の会員は会員としての経験年数、あるいは所属する学校・地域・職場における地位・年齢・経歴などに関わりなく P T A 精神のもとに平等であり、対等に意見を述べるができる。
- 第 4 条 (学校長) 学校長は P T A 活動に対して助言し、意見を述べるができる。

第 2 章 事業

- 第 5 条 (事業) この会はこの会の目的と方針に従って、次の事業を行う。
- (1) 生徒の地域環境と学校環境が教育的に向上するために、調査・学習を行い、必要に従って自治体や各機関、あるいは地域社会に働きかける。
 - (2) 学校教育に協力する。
 - (3) 会員の教育的教養の向上をはかる。
 - (4) 他校や地域社会及び目的を同じくする機関・団体との連絡協議にあたる。

第 3 章 会員

- 第 6 条 (資格) この会の会員は次の通りとする。
- (1) 本校に在籍する生徒の保護者。
 - (2) 本校に勤務する教職員。
- 第 7 条 (会員の権利・義務) この会のすべての会員は平等に次の権利と義務をもつ。
- (1) 学級・総会及び所属するすべての委員会で意見を述べ、提案することができる。
 - (2) この会のすべての会議を傍聴し、すべての帳簿・議事録を閲覧することができる。
 - (3) 委員・役員に立候補することができる。尚、役員への立候補には、毎年 P T A 本部が定める立候補の届け出期間内に現職役員 2 名以上の推薦を得た上で所定の届け出をするものとする。
 - (4) 総会に出席する。

(5) 会費を負担する。

(6) この会の会員は練馬区立中学校 P T A 連合協議会の会員となる。

第 4 章 役員

第 8 条 この会に次の役員を、会員の中から選出し、その本役員をもって本部を構成する。尚、新1年生保護者に役員への推薦者がいた場合はこれを選出する。

会長 1 名（保護者） 副会長 4 名以上（内1名は教職員）
書記 2 名以上（保護者） 会計 2 名以上（保護者）

第 9 条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第 10 条 任期中に欠員が生じた場合、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会議の記録に当たる。
- (4) 会計はこの会の経理会計に当たる。
- (5) 次年度役員候補者リストの作成、候補者への委嘱、および総会への推薦業務（次年度役員候補者リストの提示）を行う。
- (6) 任期年度の委員会の設置および人数の決定。

第 12 条 顧問は必要に応じて、学校長、役員推薦により委託できる。全ての会務において参加し、意見を述べる事ができる。

第 13 条 この会の経費は会費、事業収入、その他の寄附金等をこれにあてる。会費の額および資金獲得については総会の承認が必要である。

第 14 条 会費は所定の額を一括納入する。

第 15 条 この会の会計年度および任期は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 5 章 総会

第 16 条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員（在籍生徒の家庭数および教職員数）で構成される。

第 17 条 総会は会長が招集する。尚、対面による総会と書面総会（電磁的記録を含む）による事ができるものとする。（効力はどちらも同じ）

第 18 条 総会は全会員の5分の1以上の出席（委任状含む）数を定足数とし成立する。書面総会の場合、定足数は同様に全会員の5分の1の議決権行使の提出（WEB回答含む）とし成立する。

第 19 条 総会は出席会員の中から議長を選んで以下のことを行う。

- (1) 活動報告・活動計画の審議と承認。
- (2) 予算・決算の審議と承認。

- (3) 役員・会計監査委員の選出及び承認。
- (4) 規約の改正。
- (5) その他重要事項の審議。

第 20 条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度始め・年度末に行い、臨時総会は実行委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上からの要求があったときに開催する。

第 21 条 総会の開催日時・場所および議題は開催日の1週間前までに会員に通知する。

第 22 条 議決は出席および提出（WEB回答含む）会員の過半数の賛成によって決定する。

第 23 条 年度予算の編成と決算に当たる。

第 6 章 実行委員会

第 24 条 実行委員会は、総会に基づいたこの会の執行機関であり、総会に次ぐこの会の決議機関として開催される。

第 25 条 実行委員会の構成は、この会の役員・委員会、各学年代表によって構成される。

第 26 条 実行委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 各委員会の意見または立案された事業計画を審議する。
- (2) 総会に提出する議案を作成する。
- (3) 必要に応じて特別委員会を設ける。
- (4) 総会で承認された事業の実行を統括する。

第 27 条 実行委員会が必要に応じて会長がこれを招集して開き、その議長となる。

第 28 条 議決は出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 7 章 学級委員会

第 29 条 学級委員は、全会員が所属するこの会の基礎組織として、各学級の保護者と正副担任によって構成し、次のように各学級において活動する。

- (1) 学級委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。
- (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。
- (3) 委員は学級担任教員と事前協議の上、学級懇談会を開催し、司会を務める。
- (4) 学級の保護者と教職員は P T A の目的と方針に従って話し合い学びあって、諸問題の解決と向上をはかり、実行委員会に提言する。
必要に応じて同学年で協議することもある。
- (5) 原則として各学級の内1名は実行委員会に出席する。

第 8 章 地域生活委員会

第 30 条

この会の事業を有効に行うために地域生活委員会を置き、地域社会の教育力を高めつつ、地域における生徒の安全と健全育成のための活動を目的とする。

- (1) 地域生活委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。
- (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。
- (3) 原則として各学年の内1名は実行委員会に出席する。

第 9 章 文化委員会

第 31 条

この会の事業を有効に行うために文化委員会を置き、P T A会員の文化的交流をはかる活動を目的とする。

- (1) 文化委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。
- (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。
- (3) 原則として各学年の内1名は実行委員会に出席する。

第 10 章 ベルマーク委員会

第 32 条

この会の事業を有効に行うためにベルマーク委員会を置き、教育的援助につながる活動を目的とする。

- (1) ベルマーク委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。
- (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。
- (3) 原則として各学年の内1名は実行委員会に出席する。

第 11 章 広報委員会

第 33 条

この会の事業を有効に行うために広報委員会を置き、P T A活動の認知向上とPTA会員の相互理解につながる活動を目的とする。

- (1) 広報委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。
- (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。
- (3) 原則として各学年の内1名は実行委員会に出席する。

第 12 章 会計監査

第 34 条

会計監査は3名（内1名は教職員）とする。

第 35 条

会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第 36 条

会計監査は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

第 37 条

会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 13 章 個人情報の保護

第 38 条

本会が第2条に規定する目的達成および P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理について、個人情報取り扱い規定を以下に定める。

- (1) 本会は会長または役員が、会員または会員になろうとするものから同意を得ることにより個人情報を取得する。
- (2) 本会が会員から取得する個人情報は、生徒および保護者の氏名、学年、学級、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先とする。
- (3) 本会が取得した個人情報は、P T A 本部役員が適正に管理する。

第 14 章 補則

第 39 条

この規約の改正は総会での3分の2以上の賛成を必要とする。

第 40 条

この規約に必要な細則は実行委員会で決めることができる。

細則を変更した場合は1ヶ月以内に会員に報告しなければならない。

附 則

この規約は昭和36年5月31日（本会の設立日）から実施する。

(昭和43年 4月26日 一部改正)	(令和 2年 3月 7日 一部改正)
(昭和48年 5月 8日 一部改正)	(令和 2年 7月 1日 一部改正)
(昭和58年 3月 8日 一部改正)	(令和 3年 5月 20日 一部改正)
(平成 2年 3月16日 一部改正)	
(平成 3年 3月15日 一部改正)	
(平成 5年 3月 末日 一部改正)	
(平成13年 5月16日 一部改正)	
(平成17年 3月 4日 改正)	
(平成18年 3月 3日 一部改正)	
(平成19年 3月 9日 一部改正)	
(平成23年 3月12日 一部改正)	
(平成24年 3月12日 一部改正)	
(平成24年 5月14日 改正)	
(平成25年12月 2日 改正)	
(平成30年 3月 9日 一部改正)	

(以下、余白)

細 則

第 1 章 方針

第 1 条

この会は規約第3条の「方針」に基づき、次のことを留意して事業を行う。

- (1) この会は地方公共団体や他の団体・機関との協議・協働に努めるが、本会への統制または干渉は受けない。
- (2) 教育問題について調査・討議し、学校および教育行政に意見を述べるが、学校や行政の人事には干渉しない。
- (3) 特定の政党や特定の宗教にかたよる活動をしない。本会の名、あるいは役員の名で政党や宗教と協働しない。
- (4) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙に立候補しない。また、この会やこの会の役員の名で候補者を推薦しない。
- (5) 営利を目的とする行為をしない。

第 2 章 会員

第 2 条

会費の納入をもって入会とする。

第 3 条

会員の総会での議決権は1世帯1票とする。

第 3 章 会費

第 4 条

会費は1世帯2,400円（月額200円×12ヶ月分）とする。ただし、その年度の情勢により、会費額の変動が発生する場合は総会の承認を必要とする。

第 4 章 慶弔

第 5 条

会員及びその他関係者に対する慶弔費は、慶弔規定に準ずる。

第 5 章 その他

第 6 条

規約、細則に規定されていないことに関しては、実行委員会で出席者の過半数の賛同で決定できる。

附 則

この細則は平成25年12月2日から実施する。

（令和 2年 7月 1日 一部改正）

（以下、余白）

慶弔規定

第 1 条	(弔慰金)	P T A 会 員	3,000円
		教職員	3,000円
		生徒	3,000円
第 2 条	(祝い金)	教職員の結婚	3,000円
第 3 条	(見舞金)	生徒	3,000円
		※1週間以上入院 年度内1回	
第 4 条	(附則)	(1) 上記以外、特別な場合は学校長、P T A 役員の協議により 認定しこれに従う。	
		(2) 弔問、見舞に関しては任意とする。	
		(3) 上記各事項の慶弔慰金に対する返礼は一切無用とする。	

この規定は平成25年10月12日より施行する。

(以下、余白)